

2025年版福岡県民手帳の製作出版販売業務に係る企画提案公募要領

この要領は、「2025年版福岡県民手帳」の製作出版販売を行う事業者を選定するために実施する企画提案公募について、必要な事項を定めるもの。

1 業務目的

福岡県に関する統計データ等を提供することにより、統計の普及に資するとともに、福岡県について理解を深めていただくことを目的として、「2025年版福岡県民手帳」を製作・出版し、販売する。

2 業務内容

別紙「2025年版福岡県民手帳の製作出版販売業務に関する仕様書」のとおり

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手續がなされていない者。
- (5) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
- (6) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有し、かつ本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

4 企画提案公募スケジュール

- (1) 企画提案公募の開始
令和6年3月12日（火）
- (2) 参加申込書提出期限・質問受付期限
令和6年3月26日（火）12時まで
- (3) 企画提案書等提出期限
令和6年4月10日（水）17時まで
- (4) 選定結果の通知
令和6年4月中旬予定

※本企画提案公募に係る説明会は行わない。

5 参加申込書の提出

企画提案公募への参加にあたっては、参加申込書を期限内に提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月26日（火）12時まで

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス宛に、企画提案公募参加申込書（様式第1号）を電子ファイルで提出すること。

なお、電子メール送信後に必ず参加申込書を送付した旨を電話で連絡すること。

提出先メールアドレス： tokeikanko@pref.fukuoka.lg.jp

電話：092-643-3152

6 企画提案書等書類の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

① 事業者概要（様式第2号）…6部

② 企画提案書（様式第3号）…6部 ※「7 企画提案書の作成方法等」を参照

(2) 提出期限

令和6年4月10日（水）17時まで

(3) 提出方法

持参（平日9時～17時まで）または郵送すること。

※郵送により提出する場合は、「企画提案書等」在中の旨記載し、提出期限までに到達するように送付すること。

※電子ファイルでの提出は受け付けないものとする。

(4) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟9階）

福岡県企画・地域振興部調査統計課統計普及班

(5) 応募の無効

次の事項に該当する者は失格とする。

- ・本要領に示した企画提案公募参加資格がない者
- ・企画提案書等の提出書類に虚偽の記載をした者
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかった者

7 企画提案書の作成方法等

別紙「2025年版福岡県民手帳の製作出版販売業務に関する仕様書」の内容に基づき、提案すること。

(1) 事業内容

- ・「2025年版福岡県民手帳標準仕様書」の提案欄に○印のある項目は必ず提案すること。

- ・提案内容が容易にイメージできるよう、文章だけでなくサンプルとして写真、図、イラスト等を用いること。
- ・表紙や帯のデザインは福岡県の魅力発信につながるものとする（提案は文章、サンプルで可）。
- ・「標準仕様書」の項目以外に、別途、追加の情報・機能等を提案できる。
- ・本文の総頁数（表紙・裏表紙別）は272頁以上とするが、「標準仕様書」にない頁を提案する場合は、メモ欄の頁数を減らして割り当てることができる。

（2）販売計画

- ・発行部数
- ・販売価格（税込）
- ・販売方法（販売形態、販売地域）：販売形態（書店、コンビニエンスストア、インターネット等）について提案すること。販売店舗については、店舗名等具体的に記載すること。販売地域については、県民に広く販売するという趣旨であるため、県内のどの市町村で販売する予定か明記すること。
- ・1冊当たりの著作権使用料率（税込）：販売価格の1.0%以上（単位は少数第1位までとする。）の割合（消費税及び地方消費税を含む。）を著作権使用料とするため、その使用料率を提案すること。なお、著作権使用料の基礎となる部数は発行部数であり、売れ残った場合には返金しないので留意すること。
- ・広報宣伝計画：販売促進のための効果的な方法を提案すること。

<参考>近年の福岡県民手帳の発行実績

年版	発行部数			販売部数		
	ポケット判	標準判	ハンドブック判	ポケット判	標準判	ハンドブック判
2020年版	6,700	20,700	2,600	約5,700	約18,100	約2,500
2021年版	6,400	21,000	2,600	約5,000	約16,700	約2,600
2022年版	5,750	19,650	2,600	約4,600	約16,400	約2,600
2023年版	4,800	18,400	2,800	約4,100	約15,400	約2,500
2024年版	4,200	16,200	2,600	約3,700	約14,000	約2,400

（3）運営体制

- ・業務計画（原案の作成、原稿の点検・校正、広報宣伝、出版・販売等のスケジュール）：令和6年10月までに販売開始となるスケジュールを提案すること。
- ・業務の実施体制、連絡体制：業務の一部について、第三者へ委託又は請け負わせる

- ことを予定している場合には、業務内容、予定先を記載すること。
- ・同様の出版物の発行実績：出版物の名称及び内容、発行年、発行部数が分かるように記載すること。

8 本実施要領及び仕様書に関する質問の受付

本実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、以下により提出すること。
なお、電話による質問は受け付けないものとする。

(1) 受付期間

令和6年3月26日（火）12時までとする。

なお、受付期間外の質問については一切受け付けないものとする。

(2) 提出方法

次の電子メールアドレス宛に、質問書（様式第4号）を電子ファイルで提出すること。

なお、電子メール送信後に必ず質問書を送付した旨を電話で連絡すること。

提出先メールアドレス： tokeikanko@pref.fukuoka.lg.jp

電話：092-643-3152

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した事業者名を伏せ、令和6年3月28日（木）頃に参加申込事業者すべてに回答する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問した事業者に対してのみ回答する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答しない。

9 事業者の選定について

(1) 選定方法

選定委員会において、書面審査により、企画提案書の内容を総合的に評価し、合計した点数が最も高い1者を選定する。最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により1者を選定する。なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を行い、委員会で協議の上、候補者とするか否かを決定する。企画提案書提出期限内に提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討する。

なお、企画提案書等について内容確認が必要と判断した場合、電話等で聞き取りを行う。

(2) 審査項目

審査は、以下に示す審査基準により採点する。

審査項目		審査基準	配点
1	事業内容	提案された規格（サイズ等）、構成（月間・週間スケジュール等）、内容（便利な頁、「標準仕様書」以外の追加の機能を含む）は使いやすいものとなっているか。	15
		福岡県の魅力発信につながる工夫（表紙や帯のデザイン、「標準仕様書」以外の追加の情報等）がなされているか。	15
2	販売計画	発行部数は適当か。	15
		販売価格（税込）は購入しやすいものとなっているか。	15
		販売方法（販売形態、販売地域）は入手しやすいものとなっているか。	15
		1冊当たりの著作権使用料率（税込）は適当か。 [販売価格×著作権使用料率（1.0%以上）]	5
		広報宣伝計画は効果的なものとなっているか。	5
3	運営体制	業務計画（原案の作成、原稿の点検・校正、広報宣伝、出版・販売等のスケジュール）は適切なものとなっているか。	5
		業務を適切に実施できる体制や人材が確保されているか。	5
		同様の出版物の発行実績はあるか。	5
合計			100

(3) 選定結果の通知

選定結果については、審査終了後、各提案者に文書で通知し、実施候補者名を福岡県ホームページで公表する。

1 0 契約について

(1) 協議

県は、候補者に選定された者と具体的な業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、契約を締結する。なお、業務内容は候補者の提案内容をベースとするが、契約協議の過程で、県が内容の修正を求めることがある。

(2) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

(3) 著作権使用料について

選定された提案者は、提案した1冊当たりの著作権使用料率に基づき、県の発行する請求書を受理した日から30日以内に著作権使用料を支払うものとする。

1 1 その他

(1) 企画提案書の作成に要した費用及びこれに附帯する作業に関する経費等は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 提案書の内容をそのまま使用することを了承するものではないので、留意すること。

(4) 提案書を事業者選定の目的以外に使用することはない。

- (5) 参加申込書の提出後に参加を取り下げる場合、又は企画提案書の提出後に参加を取り下げる場合は、いずれも遅滞なく、その旨を記載した取下届（様式任意）を県へ提出すること。なお、これを理由として何ら不利益な扱いを受けることはない。

1 2 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部調査統計課統計普及班 担当：渡邊

電話：092-643-3152

FAX：092-643-3192

メールアドレス：tokeikanko@pref.fukuoka.lg.jp